

○騒音に係る環境基準の地域類型の指定に係る告示

平成31年4月26日

告示第114号

騒音に係る環境基準の地域類型の指定に係る告示（平成24年うるま市告示第61号）の全部を改正する。

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成31年4月26日から施行する。

地域		
A類型	B類型	C類型
第1種低層住居専用地域	第1種住居地域	近隣商業地域
第1種中高層住居専用地域	第2種住居地域	商業地域
第2種中高層住居専用地域	準住居地域	準工業地域
		工業地域
		与那城平宮の全部
		字州崎及び勝連南風原の各一部

備考

- 1 A類型、B類型及びC類型とは、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）の第1の表に掲げる類型を示す。
- 2 この表において、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。
- 3 関係図は、省略し、うるま市市民部環境課に備え置き、閲覧に供する。

附 則

この告示は、平成31年4月26日から施行する。